

『基本理念』（案）

1 人権施策の基本理念

- ・日本の首都・東京には、国の内外から、価値観、文化、性別、民族、国籍、宗教等、様々な背景を持った多くの人々が集まり、暮らす。
- ・東京都は、2020（平成32）年に東京オリンピック・パラリンピックを開催するにあたり、開催都市に相応しい「世界一の都市・東京」の実現を目指す。
- ・このためには、日本や世界の各地から東京に集まった、様々な個性・属性を持った都民をはじめ全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観などの違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とすることが必要。
- ・「東京都人権施策推進指針」では、国際都市にふさわしい人権が保障された都市をめざし

これまでの指針の精神を踏まえながら、

- ①人間としての存在や尊厳が脅かされることのない思いやりに満ちた東京
- ②あらゆる差別を許さないというオリンピック憲章の理念が広く社会に浸透した東京
- ③多様性に寛容な東京

の三つを基本理念として、「世界一の都市・東京」の実現に向け、人権施策を推進。